



三豊樹脂に賠償金

新案侵害
実用権

東京地裁 エクセルの請求認める

自動車用樹脂成形品メーカー、エクセル(東京・中央区京橋)は、同社が三次元プラスチック管に関する実用新案権を侵害されたとして、三豊樹脂を訴えていた訴訟で、東京地裁がこのほどエクセルの請求を認め、三豊樹脂に損害賠償金の支払いを命じる判決を下したことを明らかにした。技術開発指向型の企業である同社は、今回の結論を踏まえ、同社のライセンスなしで製造販売するメーカーに対し、断固たる措置を持って臨む方針である。

今回の裁判は、エクセルが、同社が開発した三次元ブロー成形技術と知的所有権を三豊樹脂が無視し、製造販売したことに対し、三豊樹脂を訴えたもの。東京地裁が下した判決に対し、三豊樹脂は控訴を断念した。

エクセルでは、三次元ブロー成形技術に次いで、異材質の樹脂を一体的にブロー成形するエクステンジブロー成形法を開発、自動車吸気系部品などで自動車メーカー各社(国内メーカー八社で採用済み)に採用されているとしているが、同成形法を同社の許可なく製造するメーカーも現れているとして、「こうしたメーカーに対し、今後は厳しい態度を取っていきたいとしている。

同社の中川達弥社長は「当社のような技術開発型の中小企業では、開発した技術が命であり、これを無視されたのでは生きていけない」と話している。